

開会挨拶

名古屋大学副総長 奥野 信宏

名古屋大学法学研究科・アジア法政情報交流センター主催によるシンポジウム「日中企業法制・金融法制の展開」が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

アジア諸国の急激な成長にともない、アジア諸国とわが国の人、物、情報等、すべての面における交流は年を追って活発になってきております。こうした交流が促進され、アジア諸国の人々の相互の連携、連帯が進むことは、アジアの国々とそこに暮らす人々だけでなく、世界のすべての人々にとっても利益に叶うものであると考えます。

名古屋大学大学院法学研究科は、アジア法整備支援を研究科の共通のテーマとして取り組んでこられました。法学研究科のこうした活動は、あらゆる手段によって世界のグローバル化が進む中で、円滑な交流を実現する上で誠に有意義な事業であると思います。

数年前、アジア諸国を金融危機が襲い、各国は深刻な影響を受けました。こうした影響は1999年には克服され、ほとんどすべての国におきまして経済は危機前の水準に回復いたしました。これはアジア諸国の成長力の強さを表しています。しかし、アジア諸国において、もしも経済活動のための法律や制度がもっと整備されていて、経済会社のグローバル化への対応が整備されていたならば、その影響を最小限に止め、或いは防ぐことができたのではなかったかと思っています。

わが国の大学の社会における役割は、今後ますます大きくなって行くと思います。日本の大学はもっと社会のニーズに敏感になるべきだと言われております。しかし21世紀の社会におきましては、単にニーズに応えるというだけでなく、社会の中核として実社会をリードするより積極的な役割が求められると感じております。

日中関係は、これからの人、物、情報等の交流におきまして、わが国にとってはもちろん、中国にとりましても、最も重要な事柄であると思います。

今回のようなシンポジウムによる両国の研究者の研究交流の継続が、両国の交流・連携・連帯の一つの礎石になるとともに、大学における社会科学の国際貢献のモデルとなることを心より祈念いたしまして、簡単ではありますが、挨拶といたします。

開会挨拶

名古屋大学大学院法学研究科長 北住 炯一

開会にあたりまして、名古屋大学大学院法学研究科を代表してご挨拶を申し上げます。

この度、「日中企業法制・金融法制の展開」をテーマとしたシンポジウムを企画いたしましたところ、中国の華東政法学院、北京大学法学部、中国政法大学、中国証券監督管理委員会法律部、上海大江橋法律事務所の方々をはじめ、このように多数のご参加をいただきましたことに、まずもって深く感謝を申し上げたいと存じます。

名古屋大学大学院法学研究科は、1991年以來、各界のご支援で設立した「アジア・太平洋地域研究教育基金」に基づき、これまでアジア諸国との間で学术交流活動を多彩かつ積極的に展開してまいりました。例えば、昨年10月には、政治学・国際政治の分野で日中シンポジウムを行ったところですが、この度、本日および明日の二日間にわたり、法律分野とりわけ商法の領域において中国の研究者の方々と学术交流ができますことは大きな喜びであります。皆様方から寄せられましたご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて今日、世界のグローバル化が急速に進むなかで、中国も日本も共に旧来の社会経済システムから新しいシステムへの転換が求められています。その意味合いは異なるにせよ、まさに「構造改革」こそ日中双方にとって避けられない重要な課題であります。

こうした状況下で開かれる本シンポジウムの目的は、第一に、企業法制および金融法制に関する日中比較を行うことであります。第二に、中国と日本の企業および金融に関わる従来の法システムを問い直し、新たな方向性、すなわち21世紀型の法制を模索することにあります。

中国と日本の比較が成り立つ共通の土台は、市場経済と民主化であります。歴史的にはこの市場経済化が近代化と同時的であった日本とは対照的に、中国は現代化と市場経済化を同時に推進しています。中国は、日本などの市場経済の先発国の経験と問題性を視野に入れながら自らの法制を構築する立場にあります。そのような中国と日本は互いに学び合える関係にあり、したがって日本と中国を比較しながら論ずることは、今日誠に意義深いものがあります。

本シンポジウムが、日中両国の企業法制および金融法制の固有性と普遍性を明らかにし、新たな世紀に向かっての展望を切り開くものとなりますよう心から祈念いたし、ご挨拶とさせていただきます。

プログラム

2月9日(金)

10:00~11:20 オープニング・セッション

コーディネーター：浜田 道代

名古屋大学大学院法学研究科教授

通訳・翻訳：虞 建新

名古屋大学大学院法学研究科専任講師

開会挨拶：

奥野 信宏

名古屋大学副総長

北住 炯一

名古屋大学大学院法学研究科長

基調報告：「今日における中国法の課題と展望」

華東政法学院 院長 何 勤華

12:30~15:00 第1セッション：企業会計制度

コーディネーター：伊藤 研治

名古屋大学大学院法学研究科客員助教授・豊田自動織機

法務部課長

通訳・翻訳：王 培紅

名古屋大学大学院法学研究科博士課程

報告：「日本の企業会計法の構造・現在・将来の動向」

名古屋大学大学院法学研究科 教授 小 林量

「中国における上場会社の棚卸資産の法的分析」

北京大学法学院 教授 吳 志攀

15:30~18:00 第2セッション：企業金融と証券市場

コーディネーター：久保田 隆

名古屋大学大学院国際開発研究科助教授

通訳・翻訳：羅 大斌

名古屋大学大学院法学研究科博士課程

報告：「日本における公開買付の現状と課題」

名古屋大学大学院法学研究科 助教授 中東 正文

「中国における上場会社の買収・合併の法制度および実務」

中国证券监督管理委员会法律部 処長 馮 鶴年

18:15~20:00 レセプション

2月10日(土)

9:30~12:00 第3セッション：手形・小切手の信用維持と手形交換制度

コーディネーター：田邊 光政

大阪学院大学教授

通訳・翻訳：李 偉群

名古屋大学大学院法学研究科博士課程

報告：「手形交換所における取引停止処分の意義」

名古屋大学大学院法学研究科 助教授 今井 克典

「中国の手形交換制度」

中国政法大学 教授 趙 威

13:00~16:10 第4セッション：企業統治と取締役の責任

コーディネーター：浜田 道代

名古屋大学大学院法学研究科教授

通訳・翻訳：虞 建新

名古屋大学大学院法学研究科専任講師

報告：「取締役の責任追及制度の制度設計」

株主代表訴訟制度を中心に

高崎経済大学 専任講師 山田 泰弘

「中国の株式会社における少数株主権の保護」

若干の事例を題材として

上海大江橋法律事務所 弁護士 松 井 衡

「中国の上場会社の企業統治における問題点および今後の課題」

取締役および監査役の責任追及を中心に

華東政法学院 教授 顧 功耘

16:20~17:00 クロージング・セッション

通訳・翻訳：虞 建新

名古屋大学大学院法学研究科専任講師

総括：「21世紀における日本と中国の企業法制的課題」

大阪学院大学 教授 田邊 光政

報告者等一覧

か き 勤 華

華東政法学院 院長

1955年3月生まれ。

1978年～1982年 北京大学法学部卒業

1982年～1984年 華東政法学院において修士課程修了

1996年～1998年 北京大学において博士課程修了、博士号取得

1984年～現在 華東政法学院の講師、助教授を経て、現職、教授

こ ば や し り 量

名古屋大学大学院法学研究科 教授

1957年8月生まれ。

1981年3月 京都大学法学部卒業

1986年3月 京都大学大学院法学研究科

1986年～1996年 九州大学法学部助教授

1996年4月 名古屋大学法学部教授

1999年4月～現在 名古屋大学大学院法学研究科教授（機構改革による）

こ し は 攀

北京大学法学院 院長

1956年12月生まれ。

1978年～1982年 北京大学法学部卒業

1985年～1988年 北京大学経済法科において修士課程修了

1988年～1990年 北京大学国際金融法・香港金融法科で博士課程修了、博士号取得

1991年～1992年 ハーバード大学東アジア法学研究センター客員研究員

1994年～1995年 北京大学法学院副院長、教授、金融法研究所所長

1995年～現在 北京大学法学院院長、教授、金融法研究所所長

なかがし まさみ
中東 正文

名古屋大学大学院法学研究科 助教授

1965年9月生まれ。

1989年3月	名古屋大学法学部卒業
1991年3月	名古屋大学大学院法学研究科博士課程（前期課程）修了
1991年4月	名古屋大学法学部助手
1993年4月	中京大学法学部専任講師
1996年4月	名古屋大学法学部助教授
1999年4月～現在	名古屋大学大学院法学研究科助教授（機構改革による）
2000年	法学博士号取得（名古屋大学）

ひょうがくねん
憑 鶴 年

中国証券監督管理委員会法律部 処長

1962年3月生まれ。

1980年～1984年	西南政法大学国際経済法科卒業
1986年～1989年	中国政法大学経済法科において修士課程修了
1984年～1986年	中国政法大学経済法科教師
1989年～1997年	中華人民共和国軽工業部政策法規司副処長
1997年～現在	中国証券監督管理委員会法務部副処長、処長

いまい かつ のり
今井 克典

名古屋大学大学院法学研究科 助教授

1966年1月生まれ。

1991年3月	名古屋大学法学部卒業
1993年3月	名古屋大学大学院法学研究科博士課程（前期課程）修了
1996年3月	名古屋大学大学院法学研究科博士課程（後期課程）満期退学
1996年4月	富山大学経済学部専任講師
1998年4月	富山大学経済学部助教授
1999年	法学博士号取得（名古屋大学）
2000年4月～現在	名古屋大学大学院法学研究科助教授

ちやう 威

中国政法大学 教授

1962年11月生まれ。

1979年～1983年 南開大学外国語科卒業（日本語専攻）

1985年～1988年 中国政法大学国際経済法科において修士課程修了

1994年～1997年 中国政法大学国際経済法科において博士課程修了、博士号取得

1983年～1985年 湖南鉱業学院教師

1988年～1994年 山西財經大学経済学部、講師、助教授

1997年～1999年 中国政法大学助教授

1999年～現在 中国政法大学教授 国際経済法教育研究室主任

やまだ よしひろ

山田 泰弘

高崎経済大学 専任講師

1972年9月生まれ。

1995年3月 名古屋大学法学部卒業

1997年3月 名古屋大学大学院法学研究科博士課程（前期課程）修了

2000年3月 名古屋大学大学院法学研究科博士課程（後期課程）修了
法学博士号取得

2000年4月～現在 高崎経済大学経済学部専任講師

まつ 井 衡

上海大江橋法律事務所 弁護士

1970年10月生まれ。

1992年10月 司法試験合格

1993年3月 慶應義塾大学法学部卒業

1993年～1995年 司法修習（47期）

1995年4月 弁護士登録

1995年～1996年 柳田・野村法律事務所

1996年～1997年 北京語言文化大学（中国語学研修）

1997年～1997年 中国政法大学（普通進修生）

1998年2月 大江橋法律事務所勤務
1998年5月 大江橋法律事務所上海事務所一般代表

顧 功 耘 華東政法学院 教授

1957年7月生まれ。
1978年～1982年 北京大学法学部卒業
1982年～1989年 復旦大学分校教師
1989年～現在 華東政法学院経済法研究センター主任、教授、経済法部学部長

田邊 光政 大阪学院大学 教授

1937年7月生まれ。
1971年3月 関西大学大学院法学研究科博士課程満期退学
1970年～1976年 阪南大学商学部講師
1976年～1979年 神戸学院大学法学部助教授
1978年 法学博士号取得（神戸大学）
1979年～1992年 神戸学院大学法学部教授
1992年～1999年 名古屋大学法学部教授
1999年～2000年 名古屋大学大学院法学研究科教授（機構改革による）
2000年4月～現在 大阪学院大学法学部教授

虞 建 新 名古屋大学大学院法学研究科専任講師

王 培 紅 名古屋大学大学院法学研究科博士課程

羅 大 斌 名古屋大学大学院法学研究科博士課程

李 偉 群 名古屋大学大学院法学研究科博士課程

シンポジウムを終えて

心より感謝の意をこめて

華東政法学院院長 何 勤華

2001年2月、名古屋大学大学院法学研究科のお招きをいただき、名古屋大学を訪問し、「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムに参加する機会を得たことを、誠に嬉しく存じます。シンポジウムは、名古屋大学大学院法学研究科の先生方、スタッフのご尽力により極めて大きな成功を収めたと思います。私達は、シンポジウムを通じて、日本の法学界の先生方と学术交流を行い、企業法制・金融法制に関して日本法を学ぶ機会を得ました。ここに、名古屋大学大学院法学研究科、ならびにシンポジウム開催のために労を尽くしていただいた諸先生方、スタッフの方々に心より感謝の意を表します。

私達にとって今回の最大の収穫はなんといっても、我が学院と名古屋大学大学院法学研究科との間に学术交流協定が調印されたことでした。喜びを感じるとともに、長年にわたって両校の学术交流を促進させるためにご尽力いただいた名古屋大学名誉教授の田邊光政教授、浜田道代教授らの諸先生に、心より感謝の意を表します。今回の滞在期間は僅かでしたが、名古屋大学の優れた学風と素晴らしいキャンパスの雰囲気を感じることができました。学术交流協定の締結を契機に、今後、我が学院と名古屋大学大学院法学研究科との間で学术交流、共同研究などの協力関係が一層深まり、そしてますます発展するよう心よりお祈り申し上げます。

また名古屋滞在中、私達は、至れり尽くせりのおもてなしを受けまして、自分の家に帰っているような感じがいたしました。さらに、私達一行は、浜田道代教授のお招きをいただき、教授のご自宅までお邪魔し、心を込めたおもてなしを受けまして感慨無量でした。これは、私達にとって生涯忘れられない思い出となりました。浜田教授の心を込めたおもてなしに対し再び深く感謝の意を表します。

交流促進のために力を尽くそう

華東政法学院教授 顧 功耘

日本語は分からないが、日本の大学法学部と学术交流を求めることは私の宿願である。法学教育者として、私は、中日両国人民は共同の文化的淵源および悠久な交流歴史を有することをよく知っている。日本は、ここ50年来、本国の実情に合わせて欧米の先進諸国の立法経験を参考にし、法整備に力を入れてきた。私達は日本の経験から学ぶものが実に多い。中国の法整備は、出遅れているが、市場経済化の進展にともなって、凄まじい発展を遂げた。近年、中日関連のビジネスが増え、経済交流が盛んになるにつれて、法学の交流を行い、相手国の法制度を知りたいという願望が日増しに強まってきた。中日両国は隣国であり、平和共存および経済、社会の持続的な発展を求めることは両国人民の願望であり、良好な教育を受けた者としては、そのような願望を実現させるために、力を尽くすべきであると自覚している。

数年前から、名古屋大学名誉教授田邊光政教授と浜田道代教授が名古屋と上海の間に行き来されて、我が学院と名古屋大学法学部との交流のためにご尽力いただいていた。交流を促進させるためにご尽力いただいた先生方の執念と行動力に心を打たれ、敬意を表したい。今年の2月、先生方のご尽力は見事に実り、我が学院何勤華院長と名古屋大学大学院法学研究科長北住先生が学术交流協定を調印することを実現した。またお招きいただいて、私は何勤華院長とともに「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムに参加させていただいた。

日本を訪問して学术交流に参加することは今回が初めてであったが、名古屋大学法学部と学术交流を行うメリットおよび素晴らしさを十分感じ、シンポジウム参加の収穫は決して小さなものではない。シンポジウムでは、報告を聞き、議論に参加することを通じて、会社法、証券法、企業会計法および手形法に関して、中日の最新の動きをある程度把握することができた。また、日本の学者や実務関係者が中国の法整備、とりわけ中国の企業制度、資本市場に関する法律問題に強い関心を持っていることが印象的であった。特に申し上げたいことは、名古屋大学法学部の諸先生方および事務局の方々のご尽力により、シンポジウムの準備、実際の運営および効果のどちらから見ても、シンポジウムは私達に忘れられない印象を与えてくれたものであった。僅か二日間のシンポジウムはまるで名作を演じているような感じであった。監督、俳優もいれば、舞台の裏で黙々と動いている人も大勢いる。すべては整然として展開されていた。私の記憶では、浜田道代教授はシンポジウム運営の素晴らしい「監督」である。浜田教授は、早くも遅くもない落ち

着いた言葉の表現速度、アクセント、和やかな表情およびシンポジウム進行の隅々まで至れり尽くせりの気配りは、「人の師である」教育者としての資質と素晴らしい組織能力と協調能力を十分に現している。

私は、「やるのであれば、ベストを求む」ことを座右の銘にしている。我が学院と名古屋大学法学部との間には、学术交流協定の調印を契機に、今後一層の交流を行うための道が開かれた。私は今後、両校の学术交流を継続していくことを強く願っている。現在、私個人の地位および能力では、今後の交流を促進させるうえで果たせる役割は限られているが、微力ながら是非力を尽くしたいと思う次第である。学术交流協定には、学生、教官および研究者の交流、学术資料の交換、共同研究を行う、といった内容が盛り込まれている。ほかに、双方が共同で行いうる交流がまだまだたくさんあると思う。個人的な考えであるが、名古屋大学法学部で育てられた中国人の留学生が我が学院で活躍することを強く望んでいる。将来、我が学院で中日法律研究所を設置することができるぐらいの人数が来ることを望んでいる。彼らは中日法律交流の使者として活躍することを期待している。ほかに、教官を短期間派遣したり、相手の教官を招いたりすることも考えられる。我が学院も今後中日の法律交流を促進させるためには、新入生を募集する際に、日本語が分かる学生を募集し、法律を勉強させる。一方、名古屋大学も可能であれば、中国語が分かる学生を募集する。両校は、彼らを相手の大学へ留学に派遣させ、修士課程や博士課程を勉強させることを提案する。これに関しては、私は、可能な限り、このような環境づくりのために我が学院の執行部に助言する。このように行動してこそ、両校の交流ははじめて言語の障害を排除し、安定した発展と実り豊かな成果が期待できると思う。

より多くの中日法学交流の使者が現れるように、我が学院と名古屋大学法学部との学术交流がますます盛んになるように、心よりお祈り申し上げます。

アジア法政情報交流センターへの期待

1951年名古屋大学法学部卒

1997年名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了

三好 駿一

去る2001年2月9日、10日に、名古屋大学シンポジオンホールにおいて、「日中企業法制・金融法制の展開」と題するシンポジウムが開催された。

1978年末に、中国が、経済改革および対外開放に踏み出してから20年余り経過した。多くの日本企業が安くて豊富な労働力を求め、12億人口の市場を狙って中国へ進出した。しかし、1996年頃から日本企業の中国進出意欲が低下している。その原因は、いろいろ挙げられるが、経済改革にともなって変化してきた中国法制の現状をきちんと把握できないのが大きな要因の一つであるといえよう。西欧型近代法の一つである日本法に育てられた日本企業人にとって、社会主義国家体制の法制度および現在目指している社会主義市場経済の法体系は、容易には理解しがたいものである。しかも、中国法制に関する資料が少なく、社内に中国語のできる人も少なく、また中国法制を学習する機会さえ少ないのに悩まされている。

今回のシンポジウム、特に華東政法学院何勤華院長の基調報告「今日における中国法の課題と展望」は、最近の中国における企業法制・金融法制の動きを把握するのに資し、企業関係者の悩みを解消する助けになる内容のものであった。また、第四セッションの松井衡弁護士と顧功耘教授のコーポレートガバナンスに関する報告は、実に素晴らしいものであり、日本企業から参加した者にとっては、何よりの収穫であった。クローズセッションにおける田邊光政大阪学院大学教授の「まとめ」も、要を得た報告であった。シンポジウムは本音の出ないが普通であるが、今回のシンポジウムは本音を出させた素晴らしいものであった。

日本企業にいた者として、本音の出るシンポジウムを主催するご苦労は承知の上で希望を述べさせていただくならば、このような企画は年に1回ぐらいはやって頂きたいし、第一線の実務家と大学との双方向的な交流こそ、我々の望むものである。権力と権利の板ばさみに、毎日出会って苦労している第一線の実務家に対するこのような支援を、今後とも本学のアジア法政情報交流センターに期待したい。

日中企業法制・金融法制シンポジウムに参加して

トヨタ自動車株式会社法務部国際法務室 織田 徹

今回のシンポジウムを企画・運営された名古屋大学大学院法学研究科およびアジア法政情報交流センターの皆様、ならびに貴重な講演・報告をされた日中の法律実務および研究者の皆様にご感謝申し上げます。企業の法務担当者として、このような貴重なシンポジウムに出席する機会に恵まれたことを大変うれしく思います。

当社は、天津市および四川省成都市に合弁会社を設立し、中国においてこれから本格的に自動車を生産・販売する体制を整えようとしているところであり、今後の中国での事業展開を円滑に行うためには、中国の法制度を正確に理解しかつ確実に遵守することが重要です。その意味で、中国が解決しなければならない課題と実際の法制の動向について、中国の法律実務に様々な立場から携わっておられる方々の生の声と忌憚のないご意見を聞くことができたのは、私どもにとって誠に時機を得たものでした。

今回のシンポジウムでは、社会主義市場経済の実現を目指す中国にとって、経済活動の自由化と行政の介入・裁量という二律背反する命題をどう調和させるかが大変頭の痛い問題であることがよく理解できました。特に、第4セッションの企業統治と経営責任の問題は、私たち企業人にとっても大変興味深いテーマであり、会場を埋め尽くした参加者の熱気と真剣なまなざしからも関心の高さが窺われました。

更に、今回、日中の報告者がそれぞれの問題意識を発表し意見交換するという形式が採られましたが、日中の法制比較が聴衆の興味と関心を大いに引き立てたと同時に、深い法律知識がない私たちにとっても問題の本質を即座に理解することができ、大変優れた企画であったと思います。

今後、中国の法制度は、WTO加盟や経済の発展と軌を一にますます整備・充実が図られると思われます。私たち企業にとっては、外国からの投資に関わる各種法律に加え、今後は、独禁法、契約法、雇用法、労働法など、現地の事業活動に直接影響する法律の動向を注意深くウォッチする必要があります。また、法律の内容もさることながら、中央および地方の管轄官庁による実際の運用の動向も大いに関心のあるところですので。名古屋大学の関係者の方々には、今後も、このようなシンポジウムを続けていただき、中国の法制度に関する最新の状況と現地関係者の生のご意見に接する機会を与えてくださることを心から期待しています。

「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムに参加して

株式会社豊田自動織機製作所法務部 小島 多重子

2001年2月9日、10日に行われた日中シンポジウムに参加させていただきました。研究者の方や企業側から多くの参加があり、質疑や議論が活発に行われ、大変盛況で有意義な会であったと感じました。

刻々と変化している企業法および金融法のうち、企業会計、公開買付、手形交換、取締役の責任等の各テーマごとに中国と日本の現状を対比させながら聞くことができたので、焦点が絞られ興味深く聞くことができました。企業に身をおく者としては、法制度の動向もさることながら、法律が実際どのように解釈され、運用されているかに興味があります。その意味で今回、中国証券監督管理委員会（日本の証券取引委員会）の方から中国上場会社の再編の現状を直接聞くことができたのは、得がたい機会であったと思います。このように学問的な議論にとどまらず、実務ではどうかという視点をシンポジウムに入れていただいております。私達にとっても得るものが多くためになりました。

IT社会になったとはいえ、海外の生きた法情報はなかなか名古屋では十分得られないのが現状です。今回のようなシンポジウムが今後も会を重ねて、中国のみならず、インドやシンガポールなど、日本とのビジネスの関係が深い国々についても開催していただけると、うれしく思います。私どもが質疑や議論に参加するために、事前に一部でも資料をいただくと助かります。

最後に、今回のシンポジウムの開催に際して、労をつくしていただいた先生方、院生の方々、事務局の方々にお礼申し上げます。

シンポジウムに参加して

アイシン精機株式会社法務部副部長 柴田 由紀

当社は最近、天津に中国企業と合併で自動車の車体部品の会社を設立したところです。また、今年中には、中国の浙江省にミシンの生産会社を外資で設立し、操業開始する予定です。中国での事業を順調に展開するために、国家体制の違う中国の政治制度をはじめ、民事に関する法制度、例えば、訴訟制度、仲裁制度などを理解し、それに関する情報を収集することがますます重要になってきました。

しかし、これまで、中国での合併事業契約の交渉や関係者との雑談の中などで感じたところでは、「中国は経済体制がまだ移行中であり、民商事法の諸制度が整備されつつあるとはいえ、中国の特徴的なものが多く残されているため、中国の現状や法制度を理解しがたいのが現状である。そのため、実際のビジネス交渉に当たっては、日本側は中国の現状を十分理解できていない結果、日本の常識的な知識に基づいた主張をしがちである。一方、中国側は、日本の現状を知らない場合を含め、交渉担当者の権限の限界を超えるような合意はできないため、双方の主張の溝が埋まらない。こうして、期限が迫ってくるため、本質的な解決策かどうかの確信が持てないまま、妥協する、あるいは決裂すると言うようなこともあるのではないか」と感じました。

このような状況下で、去る2月に開催された「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムは、中国の現状を正確に教えてくれて、日本の制度との比較をテーマに議論ができ、大変有意義なものでした。特に、シンポジウムでは、中国の第一線でご活躍されている研究者の方々のお話を直接聞くことができ、とても参考になりましたし、今後の中国の法整備の傾向、方向性などの情報も非常に参考になると思います。さらに、実務面については、判例や中国の弁護士事務所ですら扱った事例なども多く、紹介して頂くと企業にとって役立つと思いますし、中国についての理解も進むのではないかと思います。

経済発展著しい中国に期待される法制度インフラの整備

三菱電機株式会社法務部部長 三宅 道昭

中国には多くの虚構があるとの批判がある。その虚構とは「社会主義市場経済」、「未来の経済大国」、「地大物博」（国土が広大で資源が豊富）、「日中友好」などである。中国本土（北京・上海・広州・西安など）に、携帯電話、エアコン、エレベーターなど15社の有限合弁会社を有する当社としても、このような批判の真偽は大いに気になるところである。会社生活の大半を宇宙開発、主として人工衛星の開発・製造・販売に費やし、毛沢東・周恩来、そして文化大革命のような中国現代史に興味を示した私にとっては、中国は政治の対象ではあっても、経済・投資といった企業経営の視点からの関心は殆どなかった。しかしながら1998年から法務部の担当となり、三菱電機（中国）有限公司の役員に就任してからは、必然的に中国の経済・法制度の動向や展望に強い関心を示すことになる。

ここ10年近く急成長を続けてきた中国も、タイやインドネシアなどアジア各国の金融不安のあおりを受けて、投資環境が次第に悪化してきており、企業としてもリスク管理をより強く求められている。このような時期に中国のインフラ、とりわけ法律制度がどのように整備されてきているのかを知っておくことは企業法務として、不可避の第一歩である。

中国は今でも「法治」よりも「人治」の段階にあるといわれ、法律でさえも行政に従属する、すなわち中国における法治の主張がその時々を経済的・社会的な状況に応じて簡単に法の規定が破られてしまうという便宜主義的な性格をもっているとされてしまえば、危機管理の一翼を担う法務部門として、会社の経営幹部や事業責任者に一体どのようにアドバイスしていけば良いのかその基準を失ってしまう。その意味で今回、名古屋大学大学院法学研究科・アジア法政情報交流センターが主催された「日中企業法制・金融法制の展開」と題するセミナーは誠に時宜を得た企画といえる。「社会主義市場経済」という前例のない矛盾をはらんだ制度は、いずれ中国も直面せざるを得ないグローバル・スタンダードとの間で軋みを生ずる日を迎えるであろう。鄧小平氏は「計画の要素が多いか、市場の要素が多いかは、社会主義と資本主義の本質的区別ではない。計画経済イコール社会主義ではなく、資本主義にも計画はある。市場経済イコール資本主義ではなく、社会主義にも市場はある。」という言葉を残しているが、グローバル・エコノミーとの間の不調和を解決できるような法制度インフラが整備されるのであろうか、まさに壮大な社会科学の実験が始まったといえよう。

私は、折角の体系的な企画のご準備にも拘らず、不本意かつ失礼にも何勤華院長の「基調報告」しか聞く機会を得られなかった。それでも何院長の法制史的視点からの課題分析と展望は、私にとっては「中国会社法入門」の一步かもしれないが、このセミナーに参加された多くの受講者およびその鳳声の拡散によって、既進出企業はもとよりこれから進出を企画している企業にとっては、大きな一步になるであろう。貴学におけるこの種のお流動的で不安定な中国法制の体系的な研究が、このシンポジウムを契機に一層深化・玉成を遂げられんことを期待して謝辞と致します。

日中学術交流に期待をかけて

名古屋大学大学院法学研究科専任講師 虞 建新

2001年2月8日に、「日中企業法制・金融法制の展開」シンポジウムの関連事業として、本研究科と中国の華東政法学院との学術交流協定の調印式が行われた。本研究科と自分の出身校との間に学術交流協定が調印されたことは、私にとってこの上ない喜びである。

中国では、改革開放政策が実施されて20数年が経過した。1993年以後は、中国は「社会主義市場経済」を目指している。市場経済を支える法制度の整備は、立法作業において最も重要な課題となった。その間、日中間の経済交流はさることながら、政治法律などの学術比較研究も盛んに行われてきており、比較研究や学術交流の土台ができつつある。

私は、1993年以来、中国の現地調査、日中共同研究などの多くの機会に恵まれた。これらの交流を通じて強く感じたのは、市場経済体制が定着しつつあるなかで、立法機関の立法作業に携わった担当者をはじめ、大学や研究機関の研究者、実務家などは、市場経済を規律するための法制度を懸命に勉強しており、日本や欧米など先進諸国の法制度を参考にして、良いものを積極的に取り入れようとしているということである。特に印象に残ったのは、大学や研究機関などが、日本との学術交流、共同研究、そして日本の法学界の支援を切に望んでいることである。中国は、市場経済化を順調に進めるために、民商事法制の整備においてまだまだ日本からの支援を期待しているといえよう。

1993年以後、日中間の学術交流は盛んに行われるようになってきている。しかし、日中両国の政治体制が違う上に、経済体制においても中国はなお体制転換の途上にあるがゆえに、日中間では、法整備の課題、研究者の問題意識などにおいて異なる点が多く見られる。そのため、現時点における日中間の学術研究は、まだ開拓と模索の段階にあり、確かに苦労が伴う。

今回の「日中企業法制・金融法制の展開」の企画・運営に関しては、シンポジウムの企画に携わった一員として、シンポジウムの企画・運営は容易なものではないことをつくづく感じた。シンポジウム開催当日の運営は、教官、事務局のスタッフが協力して担った。企画・準備段階において発揮された商法教官の協力しあう精神、積極的な行動力、忙しいにもかかわらず、労を尽くしたことこそ、シンポジウムを成功させるのに欠かせなかったものである。特に浜田道代教授は、報告テーマの確定、進行方式の決定、プログラムの作成、それに資料集の編集に至るまで、自ら労をとって作業に携わった。

学術交流協定の締結は、学術交流や学生交流を行う際の重要なステップとなるものであり、今後の交流を深めるために道を開いたものである。中国の市場経済法秩序を確立するためには、学術交流を含む日本からの法整備の支援が必要である。日中間の学術交流を一步一步着実に深め、実り豊かな成果を上げるためには、既に交流協定が結ばれている大学との交流を継続するとともに、新たに交流パートナーを見つけ、視野を広げる努力も欠かせないものであろう。日中の学術交流や学生交流がますます深まるように、微力ながら力を尽くしたいと思う次第である。